

令和4年第2回室蘭市教育委員会定例会

会議録

令和4年第2回室蘭市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年2月9日（水）
 開会 午後4時00分
 閉会 午後4時50分

2 場 所 室蘭市役所 2階大会議室

3 本日の議事日程

日程	番号	件 名
第1		会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
第2		会 議 録 承 認 に つ い て
第3	報告第1号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 3 月 行 事 予 定 の 件
第4	報告第2号	教 育 機 関 等 に 対 す る 寄 附 採 納 の 件
第5	報告第3号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 臨 時 代 理 の 件 （ 室 蘭 社 会 教 育 委 員 の 委 嘱 の 件 ）
第6	議案第1号	令 和 4 年 度 教 育 行 政 方 針 （ 案 ） の 件
第7	議案第2号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 事 務 委 任 規 則 中 一 部 改 正 の 件
第8	議案第3号	地 方 自 治 法 第 1 8 0 条 の 2 の 規 定 に 基 づ く 委 任 事 務 に 関 す る 協 議 の 件
第9	議案第4号	室 蘭 市 学 校 運 営 協 議 会 規 則 中 一 部 改 正 の 件
第10	議案第5号	室 蘭 市 立 学 校 の 児 童 生 徒 の 災 害 共 済 給 付 に 係 る 共 済 掛 金 の 徴 収 に 関 す る 規 則 中 一 部 改 正 の 件
第11	議案第6号	室 蘭 市 ・ 登 別 市 に 係 る 就 学 児 童 生 徒 の 取 扱 い に 関 す る 協 議 書 の 更 新 の 件
第12	議案第7号	室 蘭 市 い じ め 防 止 対 策 審 議 会 及 び 室 蘭 市 い じ め 調 査 委 員 会 条 例 制 定 の 件 に 係 る 市 長 へ の 申 入 れ の 件
第13	議案第8号	室 蘭 市 青 少 年 問 題 協 議 会 条 例 中 一 部 改 正 の 件 に 係 る 市 長 へ の 申 入 れ の 件
第14	議案第9号	指 定 管 理 者 の 指 定 に 伴 う 教 育 委 員 会 関 係 規 則 の 整 理 に 関 す る 規 則 制 定 の 件
第15	議案第10号	室 蘭 市 体 育 館 条 例 施 行 規 則 廃 止 の 件
第16	議案第11号	令 和 4 年 度 室 蘭 市 学 校 給 食 費 等 の 件

4 出席委員 國枝教育長 奈良委員 前田委員 定廣委員

5 説明員 伊藤教育部長 西舘教育部次長 高田教育指導参事
 坂口総務課長 椎名指導主事 河内指導主事 山口学校教育課長
 佐々木生涯学習課主幹 佐藤生涯学習課主幹
 伏見図書館長 本野学校給食センター所長

國枝教育長

ただ今から、令和4年第2回室蘭市教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。本日の会議録署名委員に前田委員を指名いたします。

次は、日程第2「会議録承認について」であります。令和4年第1回定例会の会議録は、先日、委員の皆様以案として配布いたしております。配布案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、承認いたします。

次は、日程第3「報告第1号 室蘭市教育委員会3月行事予定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂口総務課長

「報告第1号 室蘭市教育委員会3月行事予定の件」のうち、主なものにつきまして、ご説明申し上げます。次のページの報告第1号別紙をご覧ください。

はじめに、学校教育課でございます。11日に中学校卒業式が、18日～22日に小学校卒業式が、25日に小中学校修了式が行われます。次に、生涯学習課でございます。環境科学館では、6日に室蘭こども環境フェスタが開催されるほか、ファミリーサイエンス、スポットサイエンス、ロボットサッカークラブなどが随時開催されます。次に民族資料館は、引き続き3月19日まで資料整理休館となります。次に市民美術館では、月を通して、「北田弘美展」が開催されます。次に、図書館でございます。おはなし会、ブックスタートなどが適宜開催されます。

次の港の文学館では、月を通して、企画展「世界の児童文学展」が開催されます。説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第1号は終了といたします。

次は、日程第4「報告第2号 教育機関等に対する寄附採納の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

いします。

坂口総務課長

「報告第2号 教育機関等に対する寄附採納の件」についてご説明いたします。次のページの報告第2号別紙をご覧ください。寄附採納は2件でございまして、1件目は、一般財団法人むろしん緑の基金様より、樹木14本、金額にいたしまして、407,000円相当の寄附をいただいたもので、DENZAI環境科学館・室蘭市図書館敷地への植樹による環境整備に活用させていただきます。2件目は、樹産業株式会社環境事業部様より、地域貢献を目的として、図書館休憩スペースのNRCコーティング、これは抗ウイルス、抗菌コーティングのことですが、金額にいたしまして、50万円相当を施工していただいたものでございます。説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第2号は終了といたします。

次は、日程第5「報告第3号 室蘭市教育委員会臨時代理の件（室蘭社会教育委員の委嘱の件）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

佐々木生涯学習課主幹

「報告第3号 室蘭市教育委員会臨時代理の件（室蘭市社会教育委員の委嘱の件）」について、ご説明申し上げます。

本件は、本年1月31日付けで辞任届けの提出があった社会教育委員の後任となる、新たな委員の委嘱につきまして、教育委員会臨時会を招集する暇がないことから、令和4年2月1日、室蘭市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理したもので、同条第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

臨時代理の内容でございしますが、次ページの報告第3号別紙をご覧ください。

このたび、一般財団法人登別室蘭青年会議所の理事長の改選により、新たに高橋達朗氏が理事長に就任されたことから、前理事長で、社会教育委員である石井裕子委員から辞任届の提出があり、その後任として、高橋 達

朗理事長を社会教育委員に委嘱するものでございます。

任期は、令和4年2月1日から令和4年5月31日までとなっております。説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第3号は終了といたします。

次は、日程第6「議案第1号 令和4年度教育行政方針（案）の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

伊藤教育部長

それでは、「議案第1号 令和4年度 教育行政方針（案）の件」について、ご説明いたします。

次のページの教育行政方針説明（案）をご覧ください。

前回の勉強会にてお示しいたしました「令和4年度 教育行政方針（案）」につきましては、委員の皆様からご意見をいただき、修正いたしました。また、市長が説明する市政方針との内容や語句の整合性を図るため、何点か修正をしております。

修正内容につきましては、議案第1号参考の新旧対照表をご覧ください。

主な修正内容としては、1ページ目の「〇はじめに」において、人口減少社会と多様化の時代の関係が理解しづらく、学校づくりが多様化するならば、後ろにもってくるのが望ましいとのご意見をいただきましたので、これからの学校づくりの検討に係る文言の修正と、今後の部活動の在り方について調査研究を進めるという文言を追加しております。

次に、同じく1ページ目の「Ⅰの1. 地域産業・歴史を理解する取組の推進」において、室蘭工業大学等の知的教育資源に係る文言を追加しました。

次に、3ページ目の「Ⅲの1. 子どもたちの安全を守る取り組みの推進」において、学習環境に関する整備について、国の補助採択前であることなど、予算措置の観点から文言を削除しました。

次に、4ページ目の「Ⅳの1. 生涯学習・社会教育の推進」では、社会教育関係団体等への支援に係る文言を追加しました。

最後に、同じく4ページ目の「Ⅳの2. 文化芸術・ス

ポーツ活動の推進」では、縄文文化に関して、近隣地域を一体とした文化資源に触れる機会を通じた理解促進に係る文言を追加しました。

そのほかにつきましては、重複表現や言い回しなどの修正となっております。

なお、本日、議決をいただきましたら、今月28日に開会されます第1回室蘭市議会定例会にて、本方針を説明する予定となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

大きく変わったところは伊藤教育部長の説明にありましたとおりです。この他、言葉の追加や言い回しを変えるなどして修正しています。

ほかに、ありませんか。それでは、議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第7「議案第2号 室蘭市教育委員会事務委任規則中一部改正の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂口総務課長

「議案第2号 室蘭市教育委員会事務委任規則中一部改正の件」について、ご説明いたします。

議案第2号別紙をご覧ください。

本件は、先月の令和4年第1回教育委員会定例会において、電柱等に係る学校等の教育施設敷地の使用についての行政財産の目的外使用許可に関する事務を、教育委員会から市長部局の公有財産所管部長に委任することに関し、市長に協議を行うことについて議決をいただき、市長へ協議を行ったところ、承諾する旨の回答があり、協議が整いましたことから、当該事務を公有財産所管部長に委任することについて、室蘭市教育委員会事務委任

規則を改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和4年4月1日からでございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

それでは、議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第8「議案第3号 地方自治法第180条の2の規定に基づく委任事務に関する協議の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂口総務課長

「議案第3号 地方自治法第180条の2の規定に基づく委任事務に関する協議の件」について、ご説明いたします。議案第3号別紙をご覧ください。

本件は、令和4年度より、電柱等に係る行政財産の目的外使用許可又は普通財産の貸付けに関する事務について、行政改革の一環として全庁的に業務を市長部局に集約する予定であるため、現在、教育委員会が市長から事務委任を受けている「用途廃止した教育財産の一時的管理に関すること」のうち、「電柱等に係る普通財産の貸付けに関する事務」については、教育委員会への委任事務から除外することについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議があったものでございます。

つきましては、行政改革の一環として全庁的に業務を市長部局に集約する予定であり、市行政の円滑な執行を図るため、本件委任事務の解除についての協議に同意をしようとするものでございます。

なお、同意後は、別紙のとおり室蘭市事務委任規則を市長部局が改正し、令和4年4月1日に施行する予定となっております。説明は以上でございます。ご審議のほ

ど、よろしくお願いいたします。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

それでは、議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第9「議案第4号 室蘭市学校運営協議会規則中一部改正の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

山口学校教育課長

「議案第4号 室蘭市学校運営協議会規則中一部改正の件」についてご説明いたします。

本件は、現在、室蘭西中学校区、港北中学校区、本室蘭中学校区、喜門岱小学校に設置しております学校運営協議会につきまして、今年度中に、東明中学校区を設置するために、必要な改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案第4号参考の新旧対照表のとおりとなっております。

説明は以上でございます、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

学校運営協議会というのは、コミュニティースクールの関係です。今回東明中学校、天神小学校の校区にも運営協議会ができることから、規則に追加するという形でございます。

國枝教育長

それでは、議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第10「議案第5号 室蘭市立学校の児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則中一部改正の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

山口学校教育課長

「議案第5号 室蘭市立学校の児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則中一部改正の件」について、ご説明いたします。

本件は、共済掛金を徴収しない場合について、経済的理由であることを明記することが望ましい取扱である旨の指導に伴う改正を行うとともに、併せて規程の整備を図るものでございます。

改正内容につきましては、議案第5号参考の新旧対照表のとおりとなっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。これは学校の活動等で怪我したときに医療費等が支給されるもので、室蘭は全児童生徒が加入しています。

ほかに、ありませんか。それでは、議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第11「議案第6号 室蘭市・登別市に係る就学児童生徒の取扱に関する協議書の更新の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

「議案第6号 室蘭市・登別市に係る就学児童生徒の取扱に関する協議書の更新の件」について、ご説明いたします。

本件は、登別市美園町6丁目12番地以北に居住する児童生徒について、本市の小中学校に就学させることを認める協議書の期間が令和4年3月31日をもって満了

となることから、この期間を1年間延長するため、提出するものです。

議案第6号別紙に協議書を添付しておりますが、昨年度からの変更点は第3条の期間のみとなっております。

なお、参考としまして、今年度の受入れに伴う経費ですが、小学校が1名あたり180,000円、中学校が1名あたり122,000円となっております。小学校11名、中学校4名、計15名の受け入れを行っております。また、来年度は、小学校9名、中学校4名、計13名の受け入れを予定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

登別市美園町の一部が天神小学校の方が近く、行政区域をまたいで通っており、これに伴う必要経費を従来から登別市よりいただいております。

ほかに、ありませんか。それでは、議案第6号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第12「議案第7号 室蘭市いじめ防止対策審議会及び室蘭市いじめ調査委員会条例制定の件に係る市長への申入れの件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

河内指導主事

「議案第7号 室蘭市いじめ防止対策審議会及び室蘭市いじめ調査委員会条例制定の件に係る市長への申入れの件」について、ご説明いたします。

本件は、先月の前回定例会にて、ご報告いたしました条例制定につきまして、予定どおりに、2月28日開会予定の令和4年第1回室蘭市議会定例会に議案として付議するよう市長に申し入れることについて、ご提案させていただいたものでございます。

制定しようとする条例につきましては、議案第7号別紙のとおり「室蘭市いじめ防止対策審議会及び室蘭市いじめ調査委員会条例」でございまして、第1条に規定しているとおりの「いじめ防止対策推進法」に基づく附属機関として「いじめ防止対策審議会」及び「いじめ調査委員会」を設置しようとするものでございます。

条例の内容でございますが、第2条から第8条までが「いじめ防止対策審議会」、第9条から第12条までが「いじめ調査委員会」、第13条から第15条までが「雑則」となっています。

いじめ防止対策審議会の所掌事項は第2条で、地方いじめ防止基本方針、地域におけるいじめの防止等のための対策に関する事項の審議、並びに重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事項の審議を行うものとしております。

委員構成は第3条で、定数5人で医療関係者、学識経験者等とし、調査審議に利害関係のない者を選定し、必要に応じて臨時委員を置くことができることとします。

第4条では任期を2年として、常設の附属機関としております。

また、特徴的な規定として、第8条には、聞き取り調査等の規定を設けて、重大事態に係る事実関係の調査としての聞き取り調査等を実施する場合があることを規定しております。

次に、いじめ調査委員会でございますが、所掌事項は第9条で、重大事態に関する調査結果について、市長の諮問に応じて調査を行うものでございます。

委員構成は第10条で、医療関係者、学識経験者等とし、調査審議に利害関係のない者を選定し、必要に応じて臨時委員を置くことができることとします。

第11条では任期について、諮問に対する答申が終了

したときとしているとおり、非常設の附属機関でございます。

第12条では、準用規定を設けて、いじめ調査委員会においても、重大事態に係る事実関係の調査としての聞き取り調査等を実施する場合があります。

また、いじめ防止対策審議会、いじめ調査委員会、どちらの委員につきましても、第13条において守秘義務を規定しております。なお、施行期日は、令和4年7月1日とするものでございます。今後は、2月28日開会予定の令和4年第1回市議会定例会に提案し、議決を経たあと、7月1日に「いじめ防止対策審議会」を設置する予定でございます。説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

このような機関を設置することで、重大事態などに対して迅速・公平な対応を心掛けることはもちろんですが、まずはそういった事態が起きないようにいじめをなくすあるいは予防する、それを最優先にこれからも取り組んでいきたいと考えております。

ほかに、ありませんか。それでは、議案第7号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第13「議案第8号 室蘭市青少年問題協議会条例中一部改正の件に係る市長への申入れの件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

河内指導主事

「議案第8号 室蘭市青少年問題協議会条例中一部改正の件に係る市長への申入れの件」について、ご説明いたします。

本件につきましても、議案第7号と同様に、先月の前

回定例会にて、ご報告いたしました条例改正につきまして、予定どおりに、2月28日開会予定の令和4年第1回室蘭市議会定例会に議案として付議するよう市長に申し入れることについて、ご提案させていただいたものでございます。

改正しようとする条例につきましては、議案第8号のとおり「室蘭市青少年問題協議会条例」でございます。

条例改正理由につきましては、議案下段に記載のとおり、「いじめ防止対策推進法」に基づく組織体制を整備するため、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための組織として、既存の「青少年問題協議会」を「青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」に改めるものでございます。

条例改正の内容でございますが、議案第8号参考の新旧対照表をご覧ください。

題名を「室蘭市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会条例」とし、設置の根拠規定に「いじめ防止対策推進法第14条1項」を追加するものでございます。

なお、施行期日は、令和4年7月1日とするものであります。

今後は、2月28日開会予定の令和4年第1回市議会定例会に提案し、議決を経たあと、7月中を目途に「室蘭市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」を設置する予定でございます。

説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、議案第8号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第14「議案第9号 指定管理者の指定に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則制定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

西舘教育次長

「議案第9号 指定管理者の指定に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則制定の件」について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、室蘭市文化センター、室蘭市市民会館、胆振地方男女平等参画センター、室蘭市体育施設及び室蘭市サンライフの指定管理者の指定期間が、令和4年3月31日で満了することに伴い、令和3年第4回室蘭市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経たことにより、当該施設の指定管理者及び指定期間を定める必要がありますことから、本案を提出するものでございます。

改正の内容でございますが、議案第9号参考の新旧対照表をご覧ください。

はじめに、室蘭市文化センター条例施行規則第12条第1項、室蘭市市民会館条例施行規則第12条第1項及び室蘭市男女平等参画センター管理規則第10条第1項でございますが、指定の期間について、それぞれ「平成28年4月1日から令和4年3月31日まで」とあるところを「令和4年4月1日から令和9年3月31日まで」に改めるものでございます。

次に、室蘭市体育施設条例施行規則別表第3でございますが、指定の期間について、「平成28年4月1日から令和4年3月31日まで」とあるところを、室蘭市中島スポーツセンター及び室蘭市だんパラスキー場を「令和4年4月1日から令和9年3月31日まで」に改め、その他の体育施設を「令和4年4月1日から令和14年3月31日まで」に改めるものでございます。

次に、室蘭市サンライフ条例施行規則でございますが、新たに指定管理者に関する規定を設けるもので、第13条第1項に指定管理者として株式会社日光美装・トータルテクノ有限会社指定管理者共同事業体を指定し、指定の期間を「令和4年4月1日から令和9年3月31日ま

で」としたほか、第13条第2項、第3項及び第14条において、指定管理者による管理の方法、並びに利用料金制について定めるものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

基本、指定管理は5年ですが、説明にありましたように体育施設関係は10年という形になります。またサンライフについては、経済部所管から教育委員会所管に変わりましたので、このような改正になっております。

それでは、議案第9号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第15「議案第10号 室蘭市体育館条例施行規則廃止の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤生涯学習課主幹

「議案第10号 室蘭市体育館条例施行規則廃止の件」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、本年4月1日より入江運動公園内に新体育館を開設することに伴い、現行の室蘭市体育館を定める、体育館条例施行規則の廃止と関連する規則の修正を行うため本案を提出するものでございます。

内容でございますが、4月1日付けにて室蘭市体育館条例施行規則廃止となるほか、次ページの新旧対照表をご覧ください。

関連する室蘭市教育委員会行政組織規則、右側の欄、改正前、第2条網掛け部及び下部の別表(12)の下線部、室蘭市体育館を削除するものでございます。

また、併せて、次に記載しております室蘭市サンライフ条例施行規則におきましても室蘭市体育館を削除した

ことにより（7）から（6）と1号ずつ繰り上げとなったところでございます。

なお、新体育館におきましては、入江運動公園内となりますことから、現行の陸上競技場やプールなどの定めと同様、4月1日付けにて、都市建設部が所管する都市公園条例施行規則で定めてまいります。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、議案第10号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第16「議案第11号 令和4年度室蘭市学校給食費等の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

本野給食センター所長

「議案第11号 令和4年度室蘭市学校給食費等の件」について、ご説明いたします。

本件につきましては、学校給食センター条例および施行規則において、学校給食費に関するものを「室蘭市学校給食運営協議会」に諮問することになっておりまして、昨年7月の会議で諮問を行っております。

1月27日に書面会議で実施しました「室蘭市学校給食運営協議会」で審議した結果「令和4年度学校給食費及び給食回数」については、試算案のとおり「据え置きが望ましい」との答申を2月3日にいただきました。答申書の写しは、議案の最後のページにございまして、議案第11号別紙5として添付しております。

それでは、学校給食費の試算に関する概要についてご説明いたします。

議案11号別紙1の「基本物資及び特別加工料単価比較表」からご説明いたします。

この表は、毎年1月上旬に北海道学校給食研究協議会

から示される、来年度のパン・米飯原料価格等を基に基本物資単価を試算し、前年度と比較したものでございます。

内容といたしましては、パンは原材料である道産小麦粉が砂糖や油類の大幅な値上がり傾向となり、加えて、下段にあります特別加工料は事業者における人件費の増加及び原油高による包装材等の単価上昇による値上げ傾向となっております。

米飯については、今年度の収穫量・品質ともに良好であったことから、若干の値下がり傾向となっております。

中段にお示ししている牛乳の価格は、毎年3月に北海道農政部より単価が示されるため、過去三年の価格変動率により試算しております。

議案第11号別紙2をご説明いたします。

この資料は、温食・副食などの購入費である一般物資の物価変動指数を示したものでございます。

給食費を改定した令和元年度を基準として、賄材料を1-1野菜・果物から9調理乳までの部門別に積算した結果、令和3年度では物価変動指数が104.3%となりました。ピンク色に網掛けした部分をご覧ください。

内容としましては、一部で若干の価格の下落がありますが、野菜をはじめ多くの部門で価格の上昇があり、全体として指数は上昇傾向を示しております。

下段にありますように、令和元年度の一般物資実施額、小学校133円96銭、中学校175円17銭に、物価変動指数104.3を乗じ、令和4年度にかかる一般物資は、令和3年度と同程度とみなして試算した一般物資は、黄色で網掛けしておりますとおり、小学校が139円72銭、中学校が182円70銭と試算いたしました。

議案第11号別紙3をご説明いたします。

「学校給食費の算定状況」になります。上の表が小学校、下が中学校になります。真ん中に令和4年度の試算額である④がありまして、その横に給食費の改定を行った令和元年度の実施額①と比較を行っております。基本物資、特別加工料、一般物資いずれも増加しており、増加額の合計は、グリーンで網掛けしておりますように、小学校で12円03銭、下段の中学校で13円25銭となっております。

改定年度対比において、一食単価を比較しますと小学校で4.57%、中学校で4.21%の増となります。

本市の学校給食費の改定基準では、改定年度と直近を比較して、5%以上となった場合に改定を行うと定めており、学校給食運営協議会においても、次ページの議案第11号別紙4に記載しておりますとおり、令和4年度の学校給食費の1食単価は令和3年度と同額で据え置き小学校263円、中学校315円で対応可能と答申を受けたものでございます。

また、給食回数についても関係機関から要望等がなかったことから、今年度の予定回数と同じ喫食数との答申をいただいております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

コロナや輸送の関係があり、少し上がってきています。横表にあります。例えば小学校なら104.57%となっていますが、常に改定した年度と現在の比較になっていて、令和元年度に改定した際の単価と現在の単価を比較して4.57%アップしているということです。今説明にもありましたが、5%以上になった場合は検討しましょうということですが、近年の単価推移をみると、再来年には検討が必要になってくるかもしれません。値上げの有無関係なく、毎年事前の単価と回数を決めています。今回につきましては、据え置きと答申をいただきましたので、このような形で対応させていただきます。

ほかに、ありませんか。それでは、議案第11号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。これ

